

## 掲出基準〈広告掲出審査の基本的な考え方〉

2020.5.1

この「広告掲出審査の基本的な考え方」は交通広告協議会が広告掲出にあたっての基本をまとめたものです。詳細は広告を掲出する各電鉄の広告掲出基準に基づく事前審査に抛りますのであらかじめご了承ください。なお、広告代理店各社の広告事業、原稿作成、ポスター受入れ等にあたっては、この基本を念頭において慎重に取扱いをされるようお願いします。

### 広告掲出審査判断基準の基本

- [1] 基本事項
  - ・広告は、消費者(購入者、利用者等)に対する情報の提供である。
  - ・提供する情報は、法律遵守及び適切かつ節度をもったものでなければならない。
  - ・公共の交通機関に掲出する広告として、品位をもったふさわしいものでなければならない。
- [2] 消費者の視点で適切な内容か
  - ・広告を見て行動する消費者に対して適切な表現といえるか。
  - ・消費者に不利益となることはないか。
  - ・誇大な表現、誤認を与える表現はないか。
  - ・商品・サービス・掲出企業が、社会的に適切なものか。
  - ・消費者に多大な損害を与えるおそれはないか。
- [3] 児童及び青少年健全育成の点で適切か
  - ・暴力、犯罪や殺人その他反社会的なことから賛美、誘発や容認する表現はないか。
  - ・性について露骨、卑猥な表現はないか。
- [4] 公共の交通機関として適切か
  - ・特定の政治宣伝、宗教宣伝を主目的としていないか。
  - ・人権侵害、名誉毀損等のおそれはないか。
  - ・各電鉄会社の鉄道事業に支障はないか。
- [5] 各種法律、公正競争規約に照合して適切か
  - ・医療法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法など法律に違反していないか。
  - ・薬品、不動産その他各種の公正競争規約に抵触しないか。
  - ・法律で認められていない商品やサービスはないか。
- [6] その他社会的に適切か
  - ・公序良俗に反していないか。
  - ・暴力や投機をあおるおそれはないか。
  - ・不安や不快な念をもたらさないか。

### 一般的な表現の規制

- [1] 人権等侵害(人権侵害、名誉毀損、性差別、知的所有権侵害)
  - ・人権・プライバシーの侵害、名誉毀損及び差別表現のおそれのある広告。
  - ・知的所有権侵害のおそれのある広告。
  - ・商品と無関係のセミヌード女性を添えた広告(性差別)。
- [2] 個人情報の保護
  - ・個人情報を取得する場合の利用目的など明示のない広告。
- [3] 根拠のない最大級の表現(誇大広告)
  - ・「一番安い店」「実績NO.1」「最大のスケール」等。
- [4] 誤認を誘う表現(不当表示)
  - ・「最高のサービス」「今がチャンス」「超特価」「激安」等。
  - ・その他根拠のない「完全」「確実」「絶対」「厳選」「100%」等。
- [5] 効果効能の約束
  - ・「儲かる」「効く」「良くなる」「すばり解決」等。
- [6] QRコード
  - ・媒体種別、掲出場所、リンク先により取り扱わない場合があります。

### 業種・商品ごとの表現の規制等

- [1] 病院・医療機関
  - ・医療法(69条 医療等に関する広告の制限、70条 広告することができる診療科各、71条 助産婦等に関する広告の制限等)に規定する事項以外は原則として表示できない。なお、「美容・整形外科」についても、医療法の主旨による。

- [2] 医薬品等・健康食品
  - ・「この薬は、使用上の注意をよく読んで、正しくお使いください。」との主旨の表示が必要。なお、「痩せる」、「治る」、「軽くなる」等効能の約束表示は出来ない。
- [3] コンタクトレンズ
  - ・「コンタクトレンズは医療器具。必ず眼科医の処方により、正しくご使用ください。」との主旨の表示が必要。
- [4] 東洋医学・カイロプラクティック・エステティックサロン
  - ・医師法に抵触するものは取り扱わない。
- [5] たばこ
  - ・事前に要相談。
  - ・喫煙マナー表示は「日本たばこ協会」の自主基準に準じる。
- [6] 不動産広告
  - ・事前に要相談。
  - ・公正競争規約による表示規制。
  - ・投げ売り、特価、早い者勝ち等、契約を急がせる表示は認めない。(「先着順」は手続き説明であり、これに当たらない。)
- [7] 銀行・信販カード
  - ・事前に要相談。
  - ・「ご利用は計画的に」等の標語を明示すること。
- [8] 消費者金融
  - ・事前に要相談。
  - ・貸金業の規制等に関する法律(第15条、第16条)に定める事項を表示しなければならない。
  - ・誇大な表現又は安易な借入を助長するものは認めない。
  - ・「ご利用は計画的に」等の標語を明示すること。
- [9] ギャンブル(公営ギャンブル、パチンコ)
  - ・事前に要相談。
  - ・過度に射幸心を煽る内容・表現の物は認められない。
  - ・媒体によっては掲出不可。
  - ・利用制限内容の標語を明示すること。
- [10] 風俗営業
  - ・キャバレー、特殊浴場、ストリップ劇場、ラブホテル(ファッションホテル)、アダルトショップ、ファッションマッサージ等及び性風俗特殊営業法に定める施設については掲出を認めない。
- [11] 政治宣伝
  - ・特定の政党、政派の政治宣伝が目的とみられるもの、立候補予定者の事前宣伝とみられるものは承認しない。
- [12] 宗教・宗派
  - ・宗教施設や行事の案内に限り承認する。
  - ・教義・経典の類、布教を目的とするもの及び他の宗教・宗派に対して言及(誹謗・中傷等)するものは認めない。
  - ・教団・教祖等が発行する出版物については宣伝の内容を審査のうえで承認する。
- [13] 意見広告
  - ・原則として意見発表の場としない。
  - ・広告主が責任を持っていないものは認めない。
  - ・政治活動・思想的意図のものなどは認めない。
  - 例えば、国内世論が大きく分かれている問題(自衛隊、原発等)については、賛否両論とも取り扱わない。
- [14] 情報通信・携帯電話
  - ・携帯電話マナー表記は必要。表示内容等は事前に要相談。
- [15] 出版広告
  - ・虚偽もしくは不正確な表現で、事実であると誤認されるおそれのある表現はないか。
  - ・法令に抵触する及び人権等侵害のおそれのある表現はないか。
  - ・犯罪を示唆したり、暴力を礼賛するなど、社会的に悪と見なされるものを推奨または肯定する表現はないか。
  - ・出版広告の形式をとりながら選挙の事前運動などの売名行為が主な目的の表現はないか。
  - ・性に関する表現が、露骨または挑発的となっていないか。
  - ・痴漢などの性犯罪を興味本位で取り上げた表現または誘発・助長するような表現はないか。
  - ・男女の別なく不快の念をもたらす表現はないか。
  - ・児童や未成年の性行動に関する表現はないか。
- [16] タイアップ広告・連合広告
  - ・表示内容等は事前に要相談。

以上